



あなたの意見が
反映されるかも!?

市政懇談会

二大など8地区で開催

市政懇談会は、市民の皆さんとの直接対話の中からさまざまな提案を出してもらう場として、弘前市町会連合会と市が協働で、毎年開催しています。

本年度は右表の8地区で開催され、市長をはじめ市の幹部職員が開催地区に出掛け、市政についての意見交換や、その地区で実施される事業の説明、各地区か



ら事前に提出された意見や要望への回答を行います。

また、今回は、現在策定に取り組んでいる弘前市の新しい総合計画への市民の皆さんのご意見やアイデアも伺います。市政懇談会は誰でも自由に参加できます。

近くで開催されるときには、まちづくりについて、直接皆さんのお話を聞かせください。

■問い合わせ先 広聴広報課 (☎ 35・1194)

実施日	地区名	会場
7月19日(水)	二大	大成小学校(体育館)
7月24日(月)	東	城東団地集会所
7月27日(木)	朝陽	朝陽小学校(体育館)
8月10日(木)	桔梗野	桔梗野会館
8月22日(火)	石川	石川町民会館(大広間)
8月24日(木)	千年	千年交流センター(体育室)
8月28日(月)	三大	三大小学校(クラブハウス)
8月29日(火)	藤代	町田地区ふれあいセンター

※時間は各会場とも午後1時半～3時半(朝陽地区のみ午後3時～5時)。

これからの弘前に
あなたのアイデアを

弘前市新しい総合計画策定のための意見交換会

知らせします。

■問い合わせ先 広聴広報課 (☎ 35・1194) / ひろさき未来戦略研究センター (☎ 40・7021)

地区名	とき	ところ
和徳学区	7月18日(火) 午後6時～7時	野田集会所(野田1丁目)
相馬地区	7月20日(木) 午後6時～7時	中央公民館相馬館(五所字野沢)研修室
下町地区	7月22日(土) 午後6時～7時	勤労青少年ホーム(五十石町)集会室
北地区	7月25日(火) 午後1時半～2時半	宮園第三団地(青山5丁目)集会所

市では、20年後の将来都市像「子どもたちの笑顔あふれるまち弘前」を実現するため、弘前市経営計画を作り、各事業に取り組んでいます。現在の経営計画は今年度で終了し、来年度からは、新しい総合計画を策定し、それに基づいて市政を運営します。この次期総合計画に市民の皆さんのお意見やアイデアを反映させ、より良い弘前を目指すため、意見交換会を開催します。

▽対象 右表の開催地区の市民

※他の地区の開催日程は広報ひろさき次号などで順次お

たか丸くんのごみ減量速報

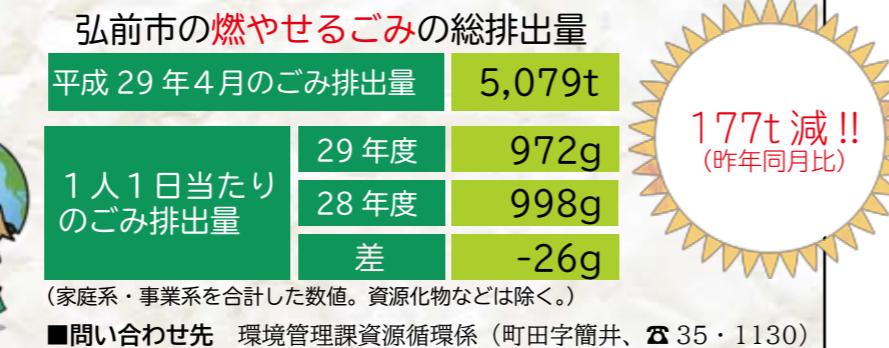
スーパーなどの事業者が独自で古紙類や白色トレイなどを回収しているんだけど知ってた?お買い物ついでに気軽に持っていくことができてとても便利だよ!各事業所で回収できる品目が異なるから、詳しくは問い合わせしてね!

弘前市の燃やせるごみの総排出量
平成29年4月のごみ排出量 5,079t

1人1日当たりのごみ排出量	29年度 972g	177t減!! (昨年同月比)
	28年度 998g	
差	-26g	

(家庭系・事業系を合計した数値。資源化物などは除く。)

■問い合わせ先 環境管理課資源循環係(町田字簡井、☎ 35・1130)



心配事などは1人
で悩まず相談を

7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

全国で青少年が加害者・被害者になる犯罪が多発しており、危険ドラッグの乱用やインターネットを利用した非行、児童ポルノ・JKビジネス問題などの犯罪の増加など、子どもを取り巻く状況は厳しさを増し、非行に走るきっかけは、子どものすぐ近くまで及んでいます。

市では「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に

合わせ、家庭、学校、地域社会などが一丸となって青少年の健全育成に取り組む運動を実施しています。いじめや不登校、ネットトラブルなどの悩みを抱える青少年や、子どもについて心配事を抱える保護者のために、下記の相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

■問い合わせ先 子育て支援課 (☎ 40・7038)

相談窓口	とき	ところ	電話番号
○夏季相談室…少年相談センターが「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせ開設します(相談員=少年相談センター相談員、家庭児童相談室家庭相談員)。	7月24日～28日、午前9時～午後5時(通常は午後4時まで(土・日曜日、祝日を除く))	少年相談センター(市役所3階)	☎ 35・7000
○家庭児童相談室	午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)	市役所3階	☎ 35・1111、内線354
○子育て支援相談電話	午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)	市役所3階	☎ 33・0003
○すこやかテレホン	平日…午後5時～9時／土・日曜日、祝日…午前9時～午後5時	児童家庭支援センター(太陽内(豊原1丁目))	☎ 38・3100

もしものために
登録を

「避難行動要支援者名簿」を作成しています

※昨年登録した人は登録不要です。

▽申請方法 避難行動要支援者名簿への新規登録を受け付けます。登録を希望する人は名簿登録申請書に必要事項を記入の上、福祉政策課(市役所新館3階)へ郵送または持参してください。申請書は福祉政策課で配布しているほか、市ホームページに様式を掲載しています。なお、代理人による提出、郵送も受け付けます。また、民生委員・児童委員が訪問した際に名簿登録申請書を記入した場合は、民生委員・児童委員が代理として提出し、申請を受け付けます。

▽市から名簿を提供する団体

- ①弘前市消防本部
 - ②弘前警察署
 - ③避難行動要支援者が居住する地域の民生委員・児童委員
 - ④弘前市社会福祉協議会
 - ⑤避難行動要支援者が居住する地域の自主防災組織
- ※④・⑤は団体が希望した場合のみ。

■問い合わせ・申請先 福祉政策課総務係(〒036・8551、上白銀町1の1、☎ 40・7037)